平成２５年（フ）第６９号
長野市稲里町田牧716番地
破産者　牧村　信子
1　破産債権の届出期間　平成27年１月26日まで
2　一般調査期日　平成27年２月16日午前10時
平成26年12月24日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
長野市松代町松代222番地
破産者　石川　勝子
1　破産債権の届出期間　平成27年１月26日まで
2　一般調査期日　平成27年３月２日午前10時
平成26年12月24日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５９号
埼玉県久喜市南栗橋２丁目10番地８
破産者　平間　一廣
1　破産債権の届出期間　平成27年１月30日まで
2　一般調査期日　平成27年２月23日午前10時15分
平成26年12月22日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４１３号
大阪市城東区放出西１丁目９番20号
破産者　寺島　敏浩
1　破産債権の届出期間　平成27年１月30日まで
2　一般調査期日　平成27年３月２日午前10時
平成26年12月22日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第２７９７号
大阪市都島区片町１丁目８番16号
破産者　北河内物流サービス株式会社
1　期日　平成27年２月16日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年12月22日
大阪地方裁判所第６民事部

免責審尋期日

平成２６年（フ）第９８０９号
東京都品川区旗の台３丁目５―18
破産者　山本　惠一
審尋期日　平成27年３月２日午前10時
平成26年12月19日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０９１号
東京都江東区大島１丁目９番８号
清算株式会社　株式会社医療教育研究会
代表清算人　元木　忠夫
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第５号
香川県三豊市詫間町松崎2780番地509
清算株式会社　株式会社シンエイ
清算人　林田　晃尚
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所観音寺支部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第９号
千葉県柏市十余二332番地
清算株式会社　株式会社張ケ谷興産
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所松戸支部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第５０１号
福島県河沼郡会津坂下町大字字内字中子山4007番地
特別清算株式会社　会津中央鉱産株式会社
代表清算人　土田　左近
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　本協定の対象となる債権
特別清算会社会津中央鉱産株式会社（以下「特別清算会社」という。）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、特別清算手続開始決定日（平成26年９月５日）までの原因に基づいて発生した金融機関（以下「協定債権者」という。）が有する債権（以下「本件債権」という。）とする。
なお、各協定債権者の特別清算開始決定日における本件債権額は、後記「本件債権額一覧」のとおり。
2　弁済の場所及び端数切捨て
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は特別清算会社負担とする。
なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
3　特別清算手続の期間
⑴　特別清算が行われる期間は、特別清算会社の保有する資産の換価処分終了後３か月が経過したときまでとする。なお、特別清算会社は、本協定の認可決定が確定した日から６か月程度を目途としてその保有する資産を換価処分するものとする。
⑵　特別清算会社は、清算期間内に協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行い、すべての清算業務を完了する。
⑶　客観的で相当な事由がある場合において清算期間を変更する必要があると清算会社が判断する場合は、協定債権者の意見を聴取した上で裁判所の許可を得て、その限度において清算期間を変更することができる。
4　再生計画案との整合性
本協定に定めのない事項については、公益財団法人福島県産業振興センター（福島県産業復興相談センター事業）関与の下作成され、各協定債権者の同意を得て成立した特別清算会社及び土田建設工業株式会社に関する平成25年８月１日（同日付一部修正）事業再生計画案及び平成25年８月７日付事業再生計画案（追補版）（以下あわせて「再生計画案」という。）に基づくものとする。
第２　担保権付債権
1　定義
本協定における担保権付債権とは、特別清算会社所有の不動産その他の資産について担保権（会社法522条２項所定の担保権に限る。以下、同様。）を設定している債権で、平成26年９月５日（特別清算手続開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。
2　担保権付債権の弁済
⑴　担保権の対象となっている資産は、これを速やかに換価処分し、換価代金から当該換価手続にかかる税金・名義変更手続費用・土地合筆分筆費用・仲介手数料等の諸費用を差し引いた上で、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受けうる金額の範囲内で、各担保権付債権の弁済に充てる。
⑵　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
3　弁済及び免除
担保権の対象となる資産の換価により現に弁済にあてられた金額をもってその担保権で担保された範囲とし、これを超える残額について、一般債権の例によって弁済及び免除を行う。ただし、弁済方法につき再生計画案に特別の定めがある場合には、当該定めに従って弁済を行う。
第３　一般債権
1　定義
本協定による一般債権とは、本件債権のうち、担保権付債権、共益的債権又は優先債権に該当しない債権をいう。
2　弁済及び免除
⑴　特別清算会社は、その資産の換価処分が終了した後遅滞なく、以下の方法にて弁済を行う。
①　平成26年３月25日に行われた内入れ弁済額（以下「本件内入れ弁済額」という。）を全て持ち戻した上、弁済の基準となる各一般債権者の債権額及び全ての一般債権者の債権の合計額（債権額合計額）を算定する。なお、利息及び遅延損害金については、特別清算開始決定日時点での金額にて債権額を算定する。
②　弁済の対象となる弁済原資総額（本件内入れ弁済額を含む。）を、①により算定された債権額合計額で除する方法により、弁済率を算定する。
③　①により算定された各一般債権者の債権額に②により算定された弁済率を乗じた金額をもって各債権者に対する弁済総額とし、同額から本件内入れ弁済額を控除した残額をもって、具体的弁済額を決定する。
④　特別清算会社は、③により算定された具体的弁済額を支払う。
⑵　一般債権者は、前号の弁済を受けたときに、残余の一般債権を免除する。